

【資料2】

「船舶におけるバイオ燃料の利用に関する調査検討委員会」について

1. 趣旨

世界的に脱炭素に向けた動きが加速するなか、国土交通省海事局においては、令和3年4月に「内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会」を設置し、内航海運を取り巻く状況の整理や、内航海運の低・脱炭素化に向けて取り組むべき施策の方向性やロードマップなどについて検討を行い、同年12月にとりまとめを行った。同とりまとめにおいて、内航カーボンニュートラルに向けた取り組みの一つとして船舶におけるバイオ燃料の活用を推進することとしており、船舶におけるバイオ燃料の利用可能性について主に技術的観点から調査を行い、令和5年3月に船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドラインを取りまとめている。

バイオ燃料については、原料（植物や廃食油など）や精製方法による違いなどにより性状が異なるため、引き続き、船舶において利用可能性のあるバイオ燃料について、調査の積み重ねが必要となる。

このため、引き続き調査を実施し、策定した船舶におけるバイオ燃料の取扱いガイドラインの改訂を行うことで、更なるバイオ燃料の活用促進を図ることを目的とするものである。

2. 名称

委員会の名称は、「船舶におけるバイオ燃料の利用に関する調査検討委員会」とする。

3. 構成

委員会は、【資料3】に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

4. 運営等

- (1) 委員会に、委員の同意を得て座長をおくこととする。また、座長の指名により座長代理を置くことができる。
- (2) 座長は、委員会の議長となり議事を進行するものとする。また、座長代理は、必要に応じ、座長の代理を務めるものとする。
- (3) 委員会の委員及びオブザーバーは、代理の者を出席させることができるものとする。
- (4) 座長は、必要に応じ、オブザーバー（委員会の構成員以外の者）の意見を求め、又は出席を求めることができるものとする。
- (5) 議事は公開とする。
- (6) その他運営に必要な事項は、座長が決定する。

5. 事務局

事務局を、MOL マリン&エンジニアリング株式会社に置く。

以上